

# 注意・警戒情報

## 認知症の母親が高額な羽毛布団の契約をしたが解約できないか？

軽度の認知症である母親が、自宅を訪れた販売員から高額な羽毛布団を購入したらしい。本人に確認すると、自分で支払った覚えがないというが、銀行の通帳には出金した記録がある。解約できないか。

### アドバイス

消費生活センターには、家族や相談者自身が障害を持っていたり、認知症であることから内容を十分に理解しないまま高額な契約をした、必要以上のものを買ったなどの相談が寄せられています。



必要のない契約をしても、本人はその内容を理解していないか、また自身の被害を自覚していないことで問題が潜在化したままであることも多いと考えられます。

判断力の不足した方の消費者トラブルを防ぐためには、家族やヘルパーなど周囲の方の見守りと気付きが不可欠です。

「見慣れない商品や機器がある」「屋根や外壁に知らない工事の形跡がある」「見知らぬ人が出入している」など、いつもと違う生活の変化に気が付いたら、本人に優しく声をかけ、経緯を確認してください。

契約上のトラブルや被害の疑いがあれば、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談は

消費者ホットライン



ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# 活かしてみよう！あなたのアイデア！

## ～「消費者力アップ！県民提案事業」募集のご案内～

消費者市民社会の形成に向けて、消費者を取り巻く様々な問題の解決を図るため、消費者の「より良い暮らしを実現」する事業を募集します！講座の開催や啓発資料の作成など、皆さん自身が企画するものであれば、その内容や手法は自由です！

県の委託事業として採用された企画は、実際に皆さんに実施・運営していただきます！

【募集期間】 平成27年3月9日(月)から31日(火)午後5時(必着)

【対象】 自ら提案した企画を実施できる団体等

【募集コース】 以下のいずれかのコースから選択してください。

**特定課題コース** (委託料の上限額:60万円)

県が特に力を入れる必要があると考えるテーマに取り組むコースです。

( ・ いずれかを選択してください。)

消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の取組み

高齢者・障がい者の消費者被害未然防止と救済に向けた取組み

**自由課題コース** (委託料の上限額:40万円)

団体等がテーマを自由に設定し、取り組むコースです。



[県民提案ホームページ]

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370220/p814993.html>

【問い合わせ】 消費生活課普及推進グループ 045-312-1121(内線 2642)

## 詐欺的な投資勧誘にご注意！！ (財務省関東財務局からのお知らせ)

高齢者を中心に、未公開株やファンド等の詐欺的な投資勧誘による被害が多発しています。不審に思ったら財務省関東財務局窓口へご相談を。

- > 電話勧誘等にすぐ応じない。
- > もうけ話を安易に信じない。
- > よくわからない商品(未公開株など)には手を出さない。

こんな勧誘を受けたら、ご用心！！

- 「上場確実です。」「必ず儲かります。」「元本は保証されています。」「株を買い取ります。」「買取りには、あと 株必要なので買増しをしてください。」「被害を回復してあげます。」「その代わりに、 社の株式を買ってください。」「金融庁(証券取引等監視委員会、関東財務局)の者ですが・・・」

無登録業者による未公開株の売付けは原則として無効です。

相談窓口：財務省 関東財務局 証券監督第1課 048-613-3952  
神奈川県警察 悪質商法 110 番 045-651-1194

困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう